

感染症対策マニュアル

【インフルエンザ・ノロウイルス・各種感染症疾患の際】

※感染症疾患の疑いがある際は医療機関受診後、感染が判明した際は事業所のご利用を控えていただく。(医師へ療養期間も聞いてもらう)

※事業所にて発生した場合は早急に保護者の方に連絡する。

○事業所での対策

- ・消毒用のアルコールを設置
- ・使い捨てのハンドペーパー使用
- ・定期的に窓を開ける、換気扇、空気清浄機などによる換気を行う
- ・嘔吐処理セット、消毒液を事業所内、送迎時には車内に用意する
- ・次亜塩素酸やアルコールなどによる消毒、清掃
調理器具、食器類、テーブル、椅子、手すり、ドアノブなど
活動や余暇で使用した物は定期的に次亜塩素酸やアルコール消毒を行う

○職員の予防接種

- ・インフルエンザ予防接種

○コロナウイルス

※沖縄県のコロナ関連情報、沖縄県の障がい福祉課の関連情報をチェックする

○感染予防対策について

【予防(職員・児童)】

- ・お迎え時、手指のアルコール消毒
- ・事業所出入りの際は手洗い、うがい(うがい専用のコップを使用)、手指のアルコール消毒
- ・職員のマスク着用、児童のマスク着用(特性に配慮しながら着用)
- ・送迎車の対策(車の窓を開けて換気を行う、密接を避ける、会話等も極力控える)
- ・事業所の換気を行う(定期的に窓を開ける、換気扇、空気清浄機など)

【体温チェック・健康観察】

- ・職員、児童全員の体温、体調のチェックを行う。
- ・37.5℃以上の熱、倦怠感などの症状が見られた際はご家族へ連絡、ご帰宅をお願いする

【対策】

- ・3密になる活動は行わない
- ・公園など野外活動の自粛(感染状況を見ながら人が密集していない場所で活動を行う)

○感染症の疑いが出た際の利用について

※基本、学校等の判断を適用します

学校側から休校をお願いした期間は事業所もお休みをお願いします

学校側から登校再開が出た際は事業所も利用再開とします

①利用児童が濃厚接触者と判断された場合

検査を行い、陽性であれば原則10日間のお休みとします

※10日間後も熱や咳、鼻水、倦怠感がある場合は回復するまではお休みをお願いします

その後、体調に問題がなければ利用再開とします

②ご家族に濃厚接触者が出た場合

対象のご家族が検査を行い、検査結果が陰性の場合

検査結果が出てから2日間健康観察を行い、問題がなければ利用再開とします

③学級、学童、塾、クラブ、併用デイサービスで濃厚接触者や感染者が出た場合

利用児童が濃厚接触者に該当しない場合は利用可能

利用児童が濃厚接触者に該当する場合は上記①に準じる

※利用児童が濃厚接触者に該当するか分かるまではお休みをお願いします

※保健所の判断以外にも保護者と連携、話し合いを行い、利用の判断を行う